

「申込書兼告知書」「重要事項説明」「健康診断結果証明書」についてのお問い合わせ先

(注) 幹事生命保険会社とは、加入審査や保険金支払い審査を担当する共同引受先の各生命保険会社のことです。
お客さまの物件所在地等によって担当する生命保険会社を定めています。

令和8年4月1日現在

取扱金融機関	お客さまの物件所在地	幹事生命保険会社	担当部署	電話番号
	都道府県			
モーゲージバンク等* 下記以外の金融機関	(全国)	住友生命保険相互会社	団体保険支払室	0120-307-588 06-6947-3288
銀行* 信用金庫 信用組合 労働金庫 信用漁業協同組合連合会 漁業協同組合	北海道	明治安田生命保険相互会社	北海道機構団信室	011-242-7287
	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	明治安田生命保険相互会社	東北機構団信室	022-711-3155
	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・静岡・長野	日本生命保険相互会社	法人サービスセンター	0120-563-928
	岐阜・愛知・三重	明治安田生命保険相互会社	東海機構団信室	052-972-8217
	富山・石川・福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	第一生命保険株式会社	団体保障事業部	0120-005-328
	鳥取・島根・岡山・広島・山口	明治安田生命保険相互会社	中国機構団信室	082-245-4581
	徳島・香川・愛媛・高知	住友生命保険相互会社	団体保険支払室	0120-307-588 06-6947-3288
	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	第一生命保険株式会社	団体保障事業部	0120-005-328
	沖縄	日本生命保険相互会社	法人サービスセンター	0120-563-928

* 楽天銀行、住信SBIネット銀行及びびオン銀行については「銀行」ではなく「モーゲージバンク等」欄をご覧ください。

上記以外の機構団信特約制度についてのお問い合わせ先

■ 取扱金融機関 または カスタマーセンター(団信専用ダイヤル)

住宅金融支援機構 カスタマーセンター(団信専用ダイヤル)

0120-0860-78 通話料無料でご利用いただけます。

- ・ 営業時間 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始は休業)
- ・ 上記番号がご利用いただけない場合は、次の番号におかけください(通話料金がかかります。)
TEL 048-615-3311
- ・ 月曜日や祝日明けはお電話が混み合っており、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。
- ・ お電話の内容は、相談サービスの向上と内容を正確に承ることを目的として、録音させていただいております。

■ 機構団信特約制度(特約料方式)途中加入をご検討の方

https://www.jhf.go.jp/danshin_menu/danshin/index.html#content3



機構団信特約制度 共同引受生命保険会社

- | | | |
|-------------------|--------------------|--------------------|
| アクサ生命保険株式会社 | 大樹生命保険株式会社 | フコクしんらい生命保険株式会社 |
| ジブラルタ生命保険株式会社 | 大同生命保険株式会社 | 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 |
| 住友生命保険相互会社 | 太陽生命保険株式会社 | 明治安田生命保険相互会社 |
| ソニー生命保険株式会社 | 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 | メットライフ生命保険株式会社 |
| SOMPOひまわり生命保険株式会社 | 日本生命保険相互会社 | |
| 第一生命保険株式会社 | 富国生命保険相互会社 | |

以上50音順
令和8年4月1日

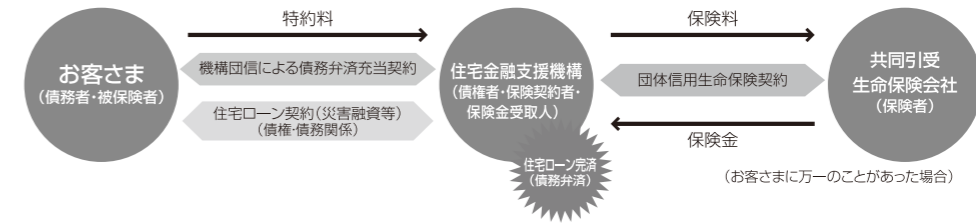
機構団信特約制度のご案内

免責的債務引受・相続・満80歳に到達した方の連帯債務者用

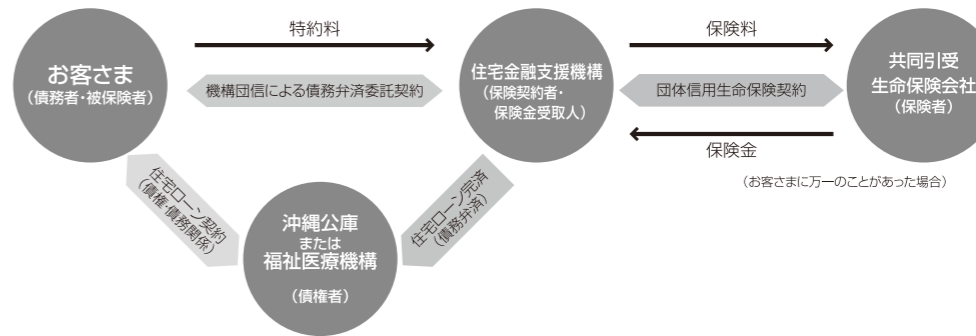
1 機構団信特約制度の仕組み

機構団信特約制度は、生命保険を利用した住宅ローンの保障制度です。
お客さまを被保険者として、住宅金融支援機構と共同引受先の各生命保険会社が団体信用生命保険契約を締結し、住宅金融支援機構は生命保険会社に保険料を支払います。
ご加入者に万一のことがあった場合は、生命保険会社から住宅金融支援機構に保険金が支払われ、支払われた保険金によりお客さまの住宅ローンを完済(債務弁済)いたします。

住宅金融支援機構の住宅ローン(災害融資等)をご利用の場合



沖縄振興開発金融公庫・独立行政法人福祉医療機構の住宅ローンをご利用の場合



* 3大疾病付機構団信を利用される方は、上記の各図において、「機構団信による債務弁済充当(委託)契約」を「3大疾病付機構団信による債務弁済充当(委託)契約」に読み替えてください。

相続や債務引受にともなう機構団信特約制度へのご加入について

機構団信 3大疾病付機構団信 共通事項

住宅ローンを相続した場合等、次のいずれかに該当する方は機構団信(注)及び3大疾病付機構団信への加入申込みができます。

(注) 当初の借入申込みが平成11年4月1日以降の場合はデュエット(ペア連生団信)の申込みも可能です。

	お申込みいただける方	申込期間	保障開始
①	住宅ローンの融資住宅を譲り受け、その住宅ローン債務を引き継ぐ方 ※もとの債務者の全部または一部の方が債務から脱退する場合(免責的債務引受)に限ります。	住宅金融支援機構等との免責的債務引受契約締結日まで	免責的債務引受契約日
②	住宅ローンの返済をされていた方が死亡し、その住宅ローン債務を相続された方	取扱金融機関に債務の相続届を提出した日から30日以内	初年度分特約料の支払日
③	団信加入者が満80歳に達したことによりこの制度から脱退し、新たに加入を希望する連帯債務者の方	脱退となる方の満80歳の誕生日の属する月(満80歳到達月)の前月1日から満80歳到達月20日まで	満80歳到達月の翌月1日

2 機構団信特約制度とは

ご加入者に万一のことがあった場合、住宅の持分、返済割合等にかかわらず、残りの住宅ローンが全額弁済される保障制度です。

機構団信と3大疾病付機構団信の2つのメニューをご用意しています。

	機構団信	3大疾病付機構団信
保障内容※	① <u>死亡</u> ② <u>高度障害</u>	① <u>死亡</u> ② <u>高度障害</u> ③ <u>3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)</u>
申込可能年齢	告知日現在 満 <u>15</u> 歳以上、満 <u>70</u> 歳未満	告知日現在 満 <u>15</u> 歳以上、満 <u>51</u> 歳未満
保障終了年齢	満 <u>80</u> 歳	3大疾病保障は、満 <u>75</u> 歳 死亡・高度障害保障は、満 <u>80</u> 歳

・ご夫婦で連帯債務の場合、ご夫婦2人（戸籍上の夫婦のほか、婚約関係にある方、内縁関係にある方、同性パートナーの関係にある方を含みます。）で「デュエット（ペア連生団信）」にご加入いただけます。

・デュエット（ペア連生団信）は機構団信のみとなります。

・「機構団信（ペア連生団信）」、「機構団信（ペア連生団信以外）」、「3大疾病付機構団信」のいずれかにご加入いただいた後、他の団信に変更することはできませんので、ご注意ください。

※保険約款・保障内容の詳細は別紙「重要事項説明」にてご確認ください。

3 特約料

特約料は、住宅金融支援機構とご加入者が締結する「機構団信による債務弁済充当（委託）契約」または「3大疾病付機構団信による債務弁済充当（委託）契約」に基づきお支払いいただくものです。一般の生命保険料とは異なります。

- ・特約料は、住宅ローン債務残高と特約料率により算出した額になります。（一部繰上返済や返済方法の変更を行った場合、ご返済に遅れがある場合等にはその内容を反映して次回の特約料を算出します。）
- ・特約料率は、加入者の増減や年齢構成等により、将来変更する場合があります。
- ・特約料は、年末調整や確定申告の所得控除（生命保険料控除）の対象になりません。

特約料は、毎年お支払いいただきます（クレジットカード払いの場合は、毎月に分けてお支払いいただくことができます。）。

●初年度のお支払いについて

- ・団信申込手続きの際に、支払期限までに取扱金融機関にお支払いいただきます。
- ・支払金額及び支払期限は取扱金融機関よりお知らせいたします。


●2年目以降のお支払いについて

- ・口座振替またはクレジットカード払いを選択できます。
- ・「特約料振替えのご案内」（はがき）を郵送し、事前に支払金額をお知らせします。

その他ご注意点

- ・特約料を機構の定める期限までにお支払いいただけない場合は、脱退となります。
- ・一度脱退されますと再加入できません。
- ・住宅ローンの任意の繰上完済等により機構団信特約制度から脱退される場合、お支払済みの特約料のうち、未経過の保障月数に相当するものとして機構が定める金額を返戻いたします。（ただし、脱退時期、ご返済状況等によっては返戻できない場合があります。）。なお、一部繰上返済や返済方法の変更の場合は、特約料の返戻は行いません。

2年目以降の特約料の支払方法・お手続き

	口座振替の場合	クレジットカードの場合
手続	住宅ローンの返済金の振替口座と同一です。 団信申込手続き時に、「口座振替依頼書」 等をご提出いただく場合があります。 詳しくは取扱金融機関よりご案内いたします。	ご加入後に、ご自身で住宅金融支援機構ホームページよりお手続きいただけます。 〈住宅金融支援機構ホームページ〉  https://www.jhf.go.jp/danshin_menu/danshin/sub_tokuyaku.html#content3 【!】カード払いを希望する場合であっても、団信申込手続き時に「口座振替依頼書」等をご提出いただく場合があります。
支払方法	毎年払い	毎年払い または 毎月払い※ ¹
支払期日 ※ ²	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・信漁連・漁協	モーゲージバンク
	加入月※ ³ 前月の26日 (非営業日の場合は翌営業日)	加入月※ ³ 前月の12日 (非営業日の場合は翌営業日)
	加入月※ ³ 当月の6営業日	
	【!】お客さまがカード利用代金をカード会社に支払う日は、ご利用されるクレジットカードにより異なりますので、カード利用明細等によりご確認ください。	

※¹ クレジットカード毎月払いの場合は、月払手数料を加えた額を請求いたします。

※² 口座振替の場合、取扱金融機関により支払期日が異なります。

※³ 加入月とは、以下の月をいいます。

- ・免責的債務引受に伴い加入する場合：免責的債務引受契約締結日の属する月の翌月の毎年の応答月
- ・相続に伴い相続人が加入する場合：特約料領収日の属する月の翌月の毎年の応答月
- ・満80歳に到達した方の連帯債務者が加入する場合：特約料領収日の属する月の翌月の毎年の応答月

(参考) 特約料年払い額の目安

	機構団信	3大疾病付機構団信	デュエット (ペア連生団信)
初年度	残高1,000万円あたり 34,800円	残高1,000万円あたり 54,700円	残高1,000万円あたり 54,700円